指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	関東地方整備局長　第９号
指定の有効期間	令和５年 11 月１日から令和 10 年 10 月 31 日まで
機関の名称	一般社団法人 日本住宅性能評価機構
主たる事務所の所在地	山梨県甲府市宝一丁目 21 番 20 号 電話　055-221-1782
代表者氏名	代表理事　山本　和明
業務区域	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県 及び山梨県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）第 15 条第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号、第８号及び第９号から第 14 号までに掲げる区分
取り扱う建築物等	建築基準法第６条に規定する建築物及び付帯する建築設備、工作物
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査